

# もし滞納したら...

Q. 借金があるから、税金は後でいいよなあ

A. 法律の規定により、税金は借金などに優先します。「借金があるから税金が納められない」というのは納税できない理由にはなりません。

Q. 承諾してないのに財産調査されるはずはないだろう

A. 法律の規定により、調査権限があるため、本人の承諾は必要としません。

Q. 滞納額が少額なら、いくらなんでも差し押さえられないよね

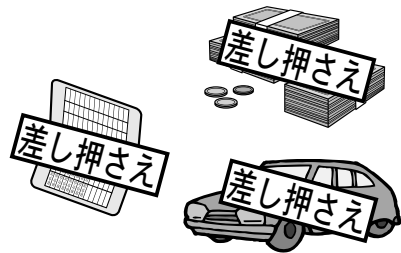
A. 税の公平性の観点から、滞納額の多い少ないにかかわらず差し押さえを行います。

Q. 差し押さえる前に電話はくれないのか！！

A. 督促状は納期限から20日以内に発送され、その翌日から10日が経過しても納付が無い場合は、差し押さえの対象となります。なお、差し押さえを行う前に電話連絡等はしません。

納期限までに納付しないと、ダメ！！

差し押さえ



## 督促

納期限までに完納されない場合、督促状により催促を行います。

## 財産調査

官公庁・金融機関・勤務先などに対して、財産調査を行います。

## 搜索・差し押さえ

財産調査や搜索により発見した滞納者の財産を差し押さえます。

## 換価

売却を必要とする差し押さえ財産は、公売により換価され滞納分に充てられます。

下のQRコードから小樽市ホームページの各コーナーにアクセスできます。



口座振替のお申し込み方法についてはこちらへ。



インターネット公売についてはこちらへ。



差し押さえ件数や市税充当額についてはこちらへ。

お問い合わせは、納税課 ☎ 4111 内線 251~255 へどうぞ。



~税負担の公平性を確保するために~

### 市税は納期限までに納付を

多くの皆さんは、市民税や固定資産税・都市計画税などの市税を納期限までに納付し、納税義務を果たしています。

しかし一方では、特別な事情が無くまま滞納となっているケースがあります。ここでいう滞納とは、納期限を経過しても納められていない税金のことで、一定期間を経過すると延滞金も発生します。

### 滞納は許されません

市税は、私たちが安心して暮らすために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障や、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進める上で非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くことになり、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにつながります。このため、滞納は決して許されるものではありません。

市では、納期限までに納付がない場合、滞納処分（財産を調べて差し押さえる）を前提に厳しく対

応しています。

### 自宅や事務所も搜索し差し押さえを実施します

市では、納期限までに完納されない方へ督促や納付勧告を行い、それに応じてもらえない場合は財産を調査し、預貯金や給与、年金、生命保険、不動産などを差し押さえます。さらに滞納者の自宅や事務所などを搜索し、現金、貴金属やテレビなどの動産、ミラーズロックやタイヤロックによる自動車の差し押さえも行います（左図を参照）。

差し押さえ後に自主的な滞納の解消が図られない場合、これら差し押

#### ミラーズロック

オレンジ色のカバーをサイドミラーに取り付け、「運行禁止」と記載したマグネットをドアに貼り付けます。

#### タイヤロック

タイヤをロックすることにより、車を運行不能状態にします。

さえた家電、家具、貴金属などの動産、自動車、不動産をインターネットなどで公売し、その代金を滞納している税に充てています。28年度は合計で1660件の差し押さえを執行し、その換価代金約8772万円を滞納している市税に充当しました（詳しくはホームページをご覧ください）。

### 特別な事情がある場合はご相談を

市税は、定められた期限までに納めるのが原則です。ただし、災害、盗難、失業、病気など納めることができない事情がある場合は、納税相談に応じます。滞納処分を受けようになるとなる前に、早めのご相談をお願いします。

市では、今後も公正で公平な負担について市民の皆さんの理解を得ながら滞納額の縮減に努め、収入の確保に向けて取り組んでいきます。

### 市税以外の収入についても徴収強化しています

平成29年度から国民健康保険料・保育料・道路占用料などについて徴収困難な案件は納税課が滞納処分を行っています。

◆お問い合わせは、納税課 ☎ 4111 内線 251~255 へどうぞ。